

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター等で使用する電気の調達
仕様書

南和広域医療企業団
事務局 施設用度課

仕様書 ①

1. 概要

- (1) 対象建物 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター
- (2) 需要場所 奈良県吉野郡大淀町大字福神 8 番 1
- (3) 業種及び用途 病院

2. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相 3 線式
- イ 標準電圧 6, 600V
- ウ 計量電圧 6, 600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 2 回線受電

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。）

(a) 契約電力（常時電力）1, 370kW

(b) 契約電力（予備電力）1, 370kW

（常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から常時供給電圧と同位の電圧で受電する。）

イ 予定使用電力量 5, 637, 100kWh

（令和7年1月1日～令和7年12月31日までの使用量見込み）

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a) 各月の電力使用計画および実績（最大需要電力、使用電力量）別紙①-1のとおり

(b) 季節および時間帯別の電力使用計画 別紙①-2のとおり

(3) 契約使用期間 令和7年1月1日0時から令和7年12月31日24時まで

(4) 需給地点 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター構内第1柱気中開閉器の電源側接続点（2ヶ所）とする。

(5) 電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター構内第1柱気中開閉器の電源側接続点（2ヶ所）とする。

(6) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

計量は、計量器により記録された値によるものとする。（計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。）

また、受電実績として、1月ごとに時間別（30分ごとまたは1時間ごと）の計測データ（電力または電力量）を提供すること。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12) 賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13) 市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書①に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R7年 1月	1,370	619,800	100
R7年 2月	1,370	558,100	100
R7年 3月	1,370	510,400	100
R7年 4月	1,370	380,700	100
R7年 5月	1,370	362,000	100
R7年 6月	1,370	389,300	100
R7年 7月	1,370	507,900	100
R7年 8月	1,370	525,000	100
R7年 9月	1,370	447,500	100
R7年10月	1,370	371,600	100
R7年11月	1,370	405,700	100
R7年12月	1,370	559,100	100
予想合計	—	5,637,100	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R5年10月	1,300	832	366,525	100
R5年11月	1,300	980	412,929	100
R5年12月	1,300	1,240	544,460	100
R6年 1月	1,300	1,334	602,760	100
R6年 2月	1,370	1,308	532,607	100
R6年 3月	1,370	1,251	532,211	100
R6年 4月	1,370	918	364,303	100
R6年 5月	1,370	846	360,643	100
R6年 6月	1,370	1,002	374,141	100
R6年 7月	1,370	1,292	518,346	100
R6年 8月	1,370	1,317	519,224	100
R6年 9月	1,370	1,241	450,697	100
実績合計	—	—	5,578,846	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量 (kWh)		
	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3
R7年 1月	357,100	262,700	
R7年 2月	249,600	308,500	
R7年 3月	308,300	202,100	
R7年 4月	206,400	174,300	
R7年 5月	179,000	183,000	
R7年 6月	239,700	149,600	
R7年 7月	129,400	201,900	176,600
R7年 8月	135,500	201,600	187,900
R7年 9月	109,800	186,000	151,700
R7年10月	207,200	164,400	
R7年11月	219,700	186,000	
R7年12月	300,800	258,300	
時間帯別の合計	2,642,500	2,478,400	516,200

仕 様 書 ②

1. 概要

- (1) 対象建物 南和広域医療企業団吉野病院
- (2) 需要場所 奈良県吉野郡吉野町丹治130番地1
- (3) 業種及び用途 病院

2. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力 実量制（当月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きい値）とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、契約電力は、280kWで計算するものとする。

- イ 予定使用電力量 1,098,500kWh

（令和7年1月19日～令和8年1月18日までの使用量見込み）

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

- (a) 各月の電力使用計画および実績（最大需要電力、使用電力量）別紙②-1のとおり
- (b) 季節および時間帯別の電力使用計画 別紙②-2のとおり

(3) 契約使用期間 令和7年1月19日0時から令和8年1月18日24時まで

- (4) 需給地点 南和広域医療企業団吉野病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。
- (5) 電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団吉野病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(6) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 検針日および計量

検針日は、毎月19日とし、19日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

計量は、計量器により記録された値によるものとする。（計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。）

また、受電実績として、1月ごとに時間別（30分ごとまたは1時間ごと）の計測データ（電力量）を提供すること。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月19日から翌月の18日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できる

のとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12) 賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13) 市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書②に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R7年 2月	280	106,700	100
R7年 3月	280	87,600	100
R7年 4月	280	76,800	100
R7年 5月	280	58,800	100
R7年 6月	280	74,500	100
R7年 7月	280	105,000	100
R7年 8月	280	127,000	100
R7年 9月	280	120,600	100
R7年10月	280	78,300	100
R7年11月	280	72,600	100
R7年12月	280	87,600	100
R8年 1月	280	103,000	100
予想合計	—	1,098,500	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R5年10月	312	251	88,210	100
R5年11月	312	183	70,937	100
R5年12月	312	208	88,810	100
R6年 1月	312	240	101,158	100
R6年 2月	312	229	97,484	100
R6年 3月	312	218	87,505	100
R6年 4月	312	205	76,447	100
R6年 5月	312	140	53,801	100
R6年 6月	312	213	74,731	100
R6年 7月	312	252	100,665	100
R6年 8月	302	280	123,120	100
R6年 9月	283	280	117,792	100
実績合計	—	—	1,080,660	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量 (kWh)		
	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3
R7年 2月	49,700	57,000	
R7年 3月	40,900	46,700	
R7年 4月	44,000	32,800	
R7年 5月	26,600	32,200	
R7年 6月	47,200	27,300	
R7年 7月	41,300	43,000	20,700
R7年 8月	32,400	52,700	41,900
R7年 9月	31,000	50,000	39,600
R7年10月	33,800	38,500	6,000
R7年11月	41,200	31,400	
R7年12月	47,700	39,900	
R8年 1月	51,200	51,800	
時間帯別の合計	487,000	503,300	108,200

仕様書 ③

1. 概要

- (1) 対象建物 南和広域医療企業団五條病院
- (2) 需要場所 奈良県五條市野原西5丁目2番59号
- (3) 業種及び用途 病院

2. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流三相3線式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力 実量制（当月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きい値）とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、契約電力は、410kWで計算するものとする。

- イ 予定使用電力量 1,274,500kWh

（令和7年1月1日～令和7年12月31日までの使用量見込み）

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

- (a) 各月の電力使用計画および実績（最大需要電力、使用電力量）別紙③-1のとおり
- (b) 季節および時間帯別の電力使用計画 別紙③-2のとおり

(3) 契約使用期間 令和7年1月1日0時から令和7年12月31日24時まで

(4) 需給地点 南和広域医療企業団五條病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点 南和広域医療企業団五條病院構内第1柱気中開閉器の電源側接続点とする。

(6) 保安上の責任分界点電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

計量は、計量器により記録された値によるものとする。（計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。）

また、受電実績として、1月ごとに時間別（30分ごとまたは1時間ごと）の計測データ（電力量）を提供すること。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できる

のとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

発電に要する燃料価格が変動した場合は、供給者は電力量料金の調整を行うことができる。調整の方法については、需要者・供給者が協議の上定めた約款等によるものとする。ただし、当該地域を所管するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価の上限を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、燃料調整単価は入札当月に適用される額を用いるものとする。

(12) 賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(13) 市場価格調整

市場価格調整については、供給者が定めた供給条件の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、市場価格調整単価は、入札当月に適用される額を用いるものとする。

(14) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、南和広域医療企業団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書③に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R7年 1月	410	163,900	100
R7年 2月	410	141,500	100
R7年 3月	410	122,700	100
R7年 4月	410	75,300	100
R7年 5月	410	63,200	100
R7年 6月	410	80,200	100
R7年 7月	410	104,800	100
R7年 8月	410	115,200	100
R7年 9月	410	89,700	100
R7年10月	410	74,000	100
R7年11月	410	97,700	100
R7年12月	410	146,300	100
予想合計	—	1,274,500	—

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
R5年10月	395	173	67,533	100
R5年11月	395	289	100,130	100
R5年12月	395	371	140,048	100
R6年 1月	410	410	152,968	100
R6年 2月	410	379	132,391	100
R6年 3月	410	346	131,186	100
R6年 4月	410	204	68,363	100
R6年 5月	410	171	62,977	100
R6年 6月	410	213	76,705	100
R6年 7月	410	312	122,583	100
R6年 8月	410	333	126,956	100
R6年 9月	410	295	105,289	100
実績合計	—	—	1,287,129	—

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量 (kWh)		
	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3
R7年 1月	92,400	71,500	
R7年 2月	80,500	61,000	
R7年 3月	69,500	53,200	
R7年 4月	39,600	35,700	
R7年 5月	31,500	31,700	
R7年 6月	45,400	34,800	
R7年 7月	28,100	38,700	38,000
R7年 8月	30,800	42,200	42,200
R7年 9月	23,000	34,600	32,100
R7年10月	39,100	34,900	
R7年11月	50,100	47,600	
R7年12月	74,000	72,300	
時間帯別の合計	604,000	558,200	112,300